

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日には、翌日と同日)

目次

◆条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

条例

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 県民税に関する事項

1 総所得金額等の合計額が三十二万円(現行三十一万円)に

本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないこととした。(附則第五条関係)

- 2 みなし法人課税を選択した場合のみなし法人所得に対する税率等の特例措置の適用期間を平成六年度(現行平成元年二度)まで延長することとした。(附則第十条関係)

二 事業税に関する事項

主として物品供給事業を行う協同組合等で、組合員数が五十万人以上、かつ、店舗による売上高が一千億円以上であるものについて、所得のうち年十億円を超える金額に係る法人の事業税の税率を百分の九(現行百分の八)とすることとした。(附則第十八条の二関係)

三 不動産取得税に関する事項

- 1 農用地整備公団が行う農用地総合整備事業の施行に係る土地について一時利用地の指定があった場合においては、一時利用地に対応する従前の土地の取得者を当該一時利用地である土地の取得者とみなすこととした。(第六十一条関係)
- 2 住宅の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成四年六月三十日(現行平成元年六月三十日)まで延長することとした。(附則第二十条関係)

四 自動車税に関する事項

- 1 乗用車について、普通自動車と小型自動車(三輪車を除く。)との車種区分を廃止し、総排気量の区分により税率を適用することとした上、総排気量が二リットルを超えるものの税率を次のとおり改めることとした。(第百十条関係)

営業用

総排気量	現行	改正後
二リットルを超え二・五リットル以下のもの	二万五千円	一万三千八百円
二・五リットルを超える三・五リットル以下のもの	一万五千七百円	一万七千九百円
三リットルを超える三・五リットル以下のもの	一万七千九百円	一万五千七百円
三・五リットルを超える四・五リットル以下のもの	二万五百円	二万五百円
四リットルを超える四・五リットル以下のもの	二万三千六百円	二万七千二百円
四・五リットルを超える六・五リットル以下のもの	二万七千二百円	二万七千二百円
六リットルを超えるもの	四万七百円	四万七百円
自家用	五万四千五百円	八万八千五百円
総排気量	現行	改正後
二リットルを超える二・五リットル以下のもの	八万五千円	四万五千円
二・五リットルを超える三・五リットル以下のもの	五万八千円	五万八千円
三リットルを超える三・五リットル以下のもの	六万六千五百円	六万六千五百円
三・五リットルを超える四・五リットル以下のもの	七万六千五百円	七万六千五百円
四リットルを超える四・五リットル以下のもの	八万八千五百円	八万八千五百円

四・五リットルを超えるもの	十四万八千五百円	十一万千円
		八万八千円

2 1の改正に伴い、メタノール自動車に係る軽減税率を改めた上、電気自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成二年度（現行昭和六十三年度）まで延長することとした。（附則第二十二条関係）

3 道路運送車両法の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は、平成元年度分及び平成二年度分に限り、昭和五十九年改正前の本則税率とすることとした。（附則第二十二条関係）

五 自動車取得税に関する事項

1 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成三年三月三十一日（現行平成元年三月三十一日）まで延長することとした。（附則第二十四条関係）

2 道路運送車両法の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は、現行税率から取得の期間に応じ次に掲げる率を控除した率とするとした。（附則第二十四条関係）

(+) 平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間の取 得百分の〇・二五

(二) 平成二年十月一日から平成三年二月二十八日までの間の

取得 百分の〇・一二五

六 その他所要の規定の整備を行うこととした。

七 施行期日等

1 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次の
ように改正する。

第六十一条第八項中「土地改良事業」の下に「（農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。）」を加える。

第一百十条第一号を次のように改める。

一 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）

イ 営業用

総排気量（ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、一の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積（以下「総容積」という。）に一・五を乗じて得た容積とする。以下本号において同じ。）が一リットル以下のもの

総排気量が一リットルを超える一・五リットル以下のもの

年額 七千五百円

総排気量が一・五リットルを超える一リットル以下のもの

年額 九千五百円

総排気量が一リットルを超える一・五リットル以下のもの

年額 一万三千八百円

総排気量が二・五リットルを超える三・五リットル以下のもの

年額 一万五千七百円

総排気量が三・五リットルを超える四・五リットル以下のもの

年額 一万七千九百円

総排気量が三・五リットルを超える四・五リットル以下のもの

年額 二万五百円

総排気量が四・五リットルを超える四・五リットル以下のもの

年額 二万三千六百円

総排気量が四・五リットルを超える六・リットル以下のもの

年額 二万七千二百円

総排気量が六・リットルを超えるもの

年額 四万七百円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの 自家用	年額 七千五百円
総排気量が一・リットル以下のもの	年額 二万九千五百円
総排気量が一・リットルを超える一・五リットル以下のもの	年額 三万四千五百円
総排気量が一・五リットルを超える一・リットル以下のもの	年額 三万九千五百円
総排気量が二・リットルを超える二・五リットル以下のもの	年額 四万五千円
総排気量が二・五リットルを超える三・リットル以下のもの	年額 五万千円
総排気量が三・リットルを超える三・五リットル以下のもの	年額 五万八千円
総排気量が三・五リットルを超える四・リットル以下のもの	年額 六万六千五百円
総排気量が四・リットルを超える四・五リットル以下のもの	年額 七万六千五百円
総排気量が四・五リットルを超える六・リットル以下のもの	年額 八万八千円
総排気量が六・リットルを超えるもの	年額 十一万円
電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの 附則第五条中「三十一万円」を「三十二万円」に改める。	年額 二万九千五百円

附則第十条中「平成元年度」を「平成六年度」に改める。

附則第十四条第一項中「以下本項において同じ。」を削り、「以下次項までにおいて」を「次項において」に改め、同条第三項中「第三十四条の二第二項第三号」の下に「又は第四号」を加える。
附則第十八条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の税率の特例)

第十八条の二 租税特別措置法第六十八条の三第一項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税については、第五十条第一項第二号及び第二項中「百分の八」とあるのは、「百分の八(所得のうち年十億円を超える金額については、百分の九)」とする。
附則第二十二条中「平成元年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に改める。

附則第二十二条第一項中「対して課する自動車税の税率」を「対する第一百十条第一項の規定の適用について」に、「昭和六十三年度分」を「平成元年度分及び平成二年度分」に改め、「同年度分及び」を削り、「第一百十条及び第一百十一条の規定にかかわらず、鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第十二号。以下本条において「昭和五十九年条例第十二号」という。)による改正前の鳥取県税条例第一百十条及び第一百十一条に規定する税率」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一百十条第一項第一号イ

七千五百円

七千円

八千五百円

八千円

九千五百円

九千円

一万三千八百円

一万五千円

一万五千七百円

一万六千九百円

一万七千九百円

一万五千九百円

二万五百円

一万九千三百円

二万三千六百円

二万二千三百円

二万七千二百円

二万五千七百円

四万七百円

三万八千八百円

二万九千五百円

二万五千五百円

三万四千五百円

三万円

三万九千五百円

三万四千五百円

四万五千円

三万九千二百円

五万千円

四万四千四百円

五万八千円

五万四百円

六万六千五百円

五万七千八百円

八万八千円

七万六千五百円

十一万千円

九万六千四百円

六千五百円

六千円

九千円

八千五百円

一万五千円

一万五千五百円

一万八千五百円

一万七千五百円

二万三千円

二万三千円

二万五千五百円

二万四千五百円

二万九千五百円

二万八千円

四千七百円

四千五百円

三千七百円

三千五百円

六千三百円

六千円

一万二百円

九千五百円

第一百十条第一項第二号口

一万三千二百円	五千五百円	二万一千八百円	七千五百円	一万五千五百円	八千円	八千円	七千円	一万四千四百円	七千五百円	二万一千円	七千五百円
一万三千二百円	五千五百円	二万一千八百円	七千五百円	一万五千五百円	八千円	八千円	七千円	一万四千四百円	七千五百円	二万一千円	七千五百円
一万三千二百円	五千五百円	二万一千八百円	七千五百円	一万五千五百円	八千円	八千円	七千円	一万四千四百円	七千五百円	二万一千円	七千五百円
一万三千二百円	五千五百円	二万一千八百円	七千五百円	一万五千五百円	八千円	八千円	七千円	一万四千四百円	七千五百円	二万一千円	七千五百円

第一百十条第一項第三号イ

一万四千三百円	二万六百円	二万三千円	一万五千五百円	一万四千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万六千五百円	一万七千五百円	二万五千五百円	三万円
一万四千三百円	二万六百円	二万三千円	一万五千五百円	一万四千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万六千五百円	一万七千五百円	二万五千五百円	三万円
一万四千三百円	二万六百円	二万三千円	一万五千五百円	一万四千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万六千五百円	一万七千五百円	二万五千五百円	三万円
一万四千三百円	二万六百円	二万三千円	一万五千五百円	一万四千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万六千五百円	一万七千五百円	二万五千五百円	三万円

四万五百円	三万五千円
六千三百円	五千五百円
六万五千七百円	五万七千円
六千円	五千五百円
四千五百円	四千四百円
三千九百円	三千七百円
六千円	五千五百円
五千三百円	四千六百円

附則第二十四条第三項中「平成元年三月三十一日」を「平成三年三月三十日」に改め、同条第四項中「昭和六十三年度自動車排出ガス規制適合車」を「道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以後に適用されるべきものとして定められる自動車で法附則第三十二条第五項の又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で法附則第三十二条第五項の自治省令で定めるもの」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 平成二年自動車排出ガス規制適合車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第一百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成元年四月一日から平成二年九月三十日まで 百分の〇・二五
二 平成二年十月一日から平成三年二月二十八日まで 百分の〇・一二

五

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)

附則第五条の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の税条例第百十条及び第百十一条に規定する税率とする。

例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例第百十条第一項第一号の規定は、平成元年度以後の年度分の自動車税について適用し、昭和六十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 四輪以上の小型自動車のうち地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第五条第二項の自治省令で定めるものに対して課すべき平成元年度分の自動車税の税率は、新条例第百十条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する小型自動車に対する新条例第百十条第一項第一号の規定の適用については、平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる字句は、平成二年度分にあっては同表の中欄に掲げる字句に、平成三年度分にあっては同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一万三千八百円	一万九百円	一万二千三百円
一万五千七百円	一万千五百円	一万三千五百円
一万七千九百円	一万三千三百円	一万五千五百円
二万五百円	一万三千百円	一万六千七百円
二万三千六百円	一万四千二百円	一万八千九百円
二万七千二百円	一万五千四百円	二万三千三百円
四万七百円	一万九千九百円	三万三百円

4 この条例による改正前の鳥取県税条例附則第二十二条第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十三年度分の自動車税については、なお従前の例による。

四万五千円	四万三千三百円	四万三千三百円
五万千円	四万三千三百円	四万七千五百円
五万八千円	四万五千六百円	五万七千七百円
六万六千五百円	四万八千五百円	五万七千五百円
七万六千五百円	五万一千八百円	六万四千五百円
八万八千円	五万五千六百円	七万一千七百円
十一万円	六万三千三百円	八万七千五百円
八万八千円	五万五千六百円	七万一千七百円
七万六千五百円	五万一千八百円	六万四千五百円
六万六千五百円	四万五千六百円	四万七千五百円